平成２４年（フ）第６９３号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘12丁目４番13号
破産者　成田　利尾
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７５号
札幌市中央区南14条西１丁目２番20―902号
破産者　黒部　一人
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７５号
札幌市東区北23条東５丁目４番８―305号
破産者　得能　夏彦
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７４号
札幌市北区麻生町７丁目１番１―306号
破産者　豊島　　唯（旧姓大島）
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目25番４号
破産者　片山　三夫
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
仙台市青葉区芋沢字吉成山３番地の128　11Ｂ―14Ｌ、住民票上の住所仙台市青葉区みやぎ台４丁目11番３号
破産者　佐々木勝広
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
仙台市泉区南光台４丁目17番16号、申立時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷字舘下34番地の12
破産者　渡邊　博昭
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
仙台市宮城野区新田４丁目18番18―301号
破産者　高橋　信子
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
宮城県宮城郡松島町幡谷字沼田24番地
破産者　後藤　　忍
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
仙台市太白区長町南３丁目15番10―403号
破産者　野村　優司
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
埼玉県八潮市大字八條2495番地４
破産者　樋口徳二郎
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
埼玉県八潮市大字八條2495番地４
破産者　樋口みえ子
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
埼玉県春日部市豊町５丁目２番地４　ビューハイツ豊町201号
破産者　鈴木　正道
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目16番25号
破産者　内田　謙一
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７５号
金沢市鞍月５丁目３番地　パルトネール203号、従前の住所石川県白山市千代野東６丁目12番地５
破産者　塩谷　喜宏
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８号
山梨県甲斐市境253番地６
破産者　平出　義文
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３４号
京都府綾部市佃町柳ヶ迫37番地、開始決定時の住所大阪府八尾市北本町２丁目12番30―303号
破産者　青井　経史
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１号
広島県安芸郡海田町中店３番６号
破産者　阿野　圭太
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３７号
福岡県大野城市中央１丁目１番14号アーク壱番館103号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市白木原１丁目11番33―803号
破産者　吉原　祐二
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部